

# 青森県報

第三千四十一号

平成二十一年  
一月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

結核予防補助金の基準 種畜の臨時検査の施行 保安林の指定施設要件の変更予定	保健衛生課 畜産課 林政課	一 一 二
右 同 公有水面埋立ての免許	(林政課) (漁港漁場整備課)	二 二
建設業者の許可の取消し	(東青地域) (県民地域)	四 四
右 同 右 同	(西地域) (県民地域)	四 四
人事委員会		
人事委員会規則二 三〇(人事委員会事務委任規則)の一 部を改正する規則 人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する規則	(管理課) (職員課)	五 五
公安委員会		
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格	(運転免許課)	五

## 告 示

青森県告示第五十三号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二条第一項の規定により平成二十年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額  
のいずれか少ない方の額とする。

基 準	額	補 助 対 象 経 費
一 四百四十七円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	四百四十七円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三條の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 四百九十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	四百九十円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千六百七十四円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額		

青森県告示第五十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成二・三・三	三戸郡階上町大字角柄折字神子沢二の二五 ワールドファーム畜舎

青森県告示第五十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢七 地先・七 九地先（以上二筆地先について

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十六号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字出戸字岡畑三七六、三七七、字棚沢七、七一、七九

七 地先・七 九地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年一月二十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二二七番一及び一一六番一から一一六番二に隣接する国道二七九号の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一六三〇二六・七三七

の地点 Y座標 プラス二七八四・七六〇

の地点 X座標 プラス一六三〇二九・〇七三

の地点 Y座標 プラス二七八〇・二二五

の地点 X座標 プラス一六三〇二九・六二九

の地点 Y座標 プラス二七七八・八三二

の地点 X座標 プラス一六三一・八・二三九

の地点 Y座標 プラス二八一・八八七

の地点 X座標 プラス一六三一・六二・七六五

の地点 Y座標 プラス二七八九・一四九

の地点 X座標 プラス一六三一・六三・八四八

の地点 Y座標 プラス二七九一・四四八

の地点 X座標 プラス一六三一・六三・八三二

の地点 Y座標 プラス二八〇三・五五六

の地点 X座標 プラス一六三一・三八・六〇三

の地点 Y座標 プラス二八五〇・八一九

の地点 X座標 プラス一六三一・〇・二二〇

の地点 Y座標 プラス二八三五・四三〇

の地点 X座標 プラス一六三一・〇六・五六四

の地点 Y座標 プラス二八四二・一七三

の地点 X座標 プラス一六三〇二一・〇五七

の地点 Y座標 プラス二七九五・二〇三

3 面積

四、一五七・五一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二二七番一及び一一六番一から字家ノ尻一八番に隣接する国道二七九号の地先公有水面及び同国道地内

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、aの地点からのfの地点までを順次に結んだ線及びaの地点とfの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

aの地点 X座標 プラス一六三〇〇六・七〇七

の地点 Y座標 プラス二七七一・九一六

bの地点 X座標 プラス一六三一・五・〇九〇

の地点 Y座標 プラス二七五七・三四七

cの地点 X座標 プラス一六三一・八五・九七九

の地点 Y座標 プラス二七二一・一二四

dの地点 X座標 プラス一六三二・二・九四五

の地点 Y座標 プラス二七九九・五五七

eの地点 X座標 プラス一六三一・五五・一二五

の地点 Y座標 プラス二九二四・七二四

fの地点 X座標 プラス一六二九五三・二二四

の地点 Y座標 プラス二八一五・三三二

3 面積

三三、七五二・六四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森設備工業株式会社

二 代表者の氏名 小林 俊一

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目二の五四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二二〇七号

五 取消年月日 平成二十一年一月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成二十一年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 川晋組

二 氏名 川口 晋也

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉五四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一七〇六四号

五 取消年月日 平成二十一年一月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十一月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社桑田建設

二 代表者の氏名 桑田 茂樹

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字末広町三〇の四三

四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第八二七六号

五 取消年月日 平成二十一年一月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則二 三〇（人事委員会事務委任規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三〇（人事委員会事務委任規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三〇（人事委員会事務委任規則）の一部を次のように改正する。  
第四条第四号中「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中 公立大学法人青森県立保健大学 を 「公立大学法人青森県立保健大学 財団法人青森県国際交流協会

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。

# 公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者の資格審査の対象（以下「競争入札参加資格審査対象」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十一年一月三十日

青森県警察本部長 石 川 威 一 郎

一 競争入札参加資格審査対象

1 資格審査の審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であって、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に關し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であって、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)(の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)(における自己資本額(資本金、積立金及び繰越利益(欠損)金の合計額とする。)

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)(

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。)(第四十三条第五項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。)(の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO 9001:14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われる恐れがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十一年一月三十日から同年二月十三日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)(に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部運転免許課に提出

して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。)(賃借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税(申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

(五) 許認可証等の写し

法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) その他警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の四から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十四年一月三十一日とする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第三号)を提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者職氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十四年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象及び資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（免許関係事務委託業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種

免許関係事務委託業務

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第2号

経営規模等総括表

区分	新規・継続	審査値	格付
区分	役割の提供		

(単位：千円)

フリガナ 商号又は 住所は 又住所 主たる所 等住所		代表者 氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
希望する 業務	役割の提供		
希望する 業務	免許関係事務委託業務		
平均生産 販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②)/2
自己区分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	決算後増減
資本金(元入金)			
積立金(準備金)			
本額	次期繰越利益(欠損)金		
職員数	技術関係職員	事務関係職員	その他
経営比率	流動資産( )	流動負債( )	×100 = %
営業年数	創業日	現組織変更日	営業中断期間
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務	有	障害者雇用状況報告義務
ISO認証取得	法定雇用率達成	有	無
	有	(ISO9001、ISO14001)	無

注) 太枠の欄は記入しなくてください。

様式第3号

年 月 日

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更日	備考

2 休・廃業

休業期間	年 月 日	～	年 月 日
廃止日	年 月 日		

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

(発行所・発行人) 青森県警署 二丁目 一 番 一 号 青森県 青森市	(印刷所・販売人) 青森県第一印刷所 二丁目 一 番 七 十 七 号 青森県 青森市	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
---	--	------------------------------